

六月議会では、国に対する「意見書」三件を議決しました。意見書を要約してお知らせします。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められており、議会の機能を發揮するために、現行の地方自治法が制定後六十年経過し、「議会と首長との関係」等にかかる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわない部分もあり見直しが急務である。

二十一世紀における地方自治制度を考えると自立性を發揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれでは、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の機能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

政府においては、平成五年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、地方六団体の提案を十分踏まえ、地方の財政力強化の改革案の実現を強く求めるものである。

一、地方六団体の改革案を踏まえた概ね三兆円規模の税源委譲を確実に実現すること。
二、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。

三、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

四、高速道路のさらなる有効活用により、インターインターチェンジ最適配置とアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。

五、環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点の立体化等を推進すること。

六、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助金は、箇所、時期を限定して集中的に投下しているものであり、これを譲り税化し機械的に配分すると、地方の道路の整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・委譲は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

道路整備予算の確保に関する意見書

一、道路整備を強力に推進するため、特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

二、「社会資本整備重点計画」に基づき、国民の期待する道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

三、政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されおらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。

四、地方六団体の改革案で示した平成十九年度から二十一年度までの第二期改革案について政府の方針を早期に明示すること。

五、地方交付税制度については、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保することとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

◎ 後援会が、花環、香典、祝儀などを出すと処罰されます。